資料５

L2＋＋優良認定制度検討WGの設置について

国土交通省　物流・自動車局

令和８年１１月４日

国土交通省

L2++認定制度の創設について

国土交通省

背景

- ◆ 自動運転は、交通事故の削減や移動の利便性の向上等に寄与するものであり、国土交通省では、自動運転技術の進展にあわせ、これまで、適時、道路運送車両法の改正等必要な対応を講じてきたところである。
- ◆ 自動運転の実現に向けて、令和８年１月に設置された自動運転社会実現本部（本部長：国土交通大臣）の取りまとめにおいて、レベル２＋＋搭載車両（AIを活用した高度な安全運転支援システムを搭載した車両。以下「L2++車」という。）認定制度の創設が掲げられている。
- ◆ L2++車に関する取り組みは政府全体でも推進されており、以下の閣議決定文書でも盛り込まれている。
 - *日本成長戦略：L2++車の認定制度創設等の導入環境の整備を進める。*
- ◆ これらを踏まえ、一定の安全性を有するL2++車の普及を促進することを目的として、認定制度を創設する。

○ 国土交通省自動運転社会実現本部　（令和8年6月8日 とりまとめ） **関連記載**

「自動運転社会の早期実現に向けた７つの方策」

L2++車（AIを活用した高度な安全運転支援システムを搭載した車両）の認定制度の創設

○ 日本成長戦略　（令和8年7月21日 閣議決定） **関連記載**

２．62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行（２）デジタル・サイバーセキュリティ ⑥自動運転技術

1:N遠隔監視等の事業モデル構築、L4・L2++事業用車両等の社会実装支援、L2++車両の優良認定制度創設、インフラからの支援や道路の適切な利活用に向けた取組、通信インフラ整備、事故原因究明体制構築等の導入環境の整備を進める。

L2++車両の位置づけ

国土交通省

運転者が周辺監視

認定 レベル２＋＋	認定基準を満たした車両 ・一般的な走行状況でドライバー操作をほぼ必要としない高度な運転支援（高速道路および一般道） ・過信・誤用防止に向けた機能の適正使用対策、機能維持及び改善の体制	
レベル２＋＋	ドライバー操作をほぼ必要としない高度な運転支援（一般道を含む）	実現できること ・複雑な交通環境下における高精度走行　など
レベル２＋	ドライバー操作をほぼ必要としない高度な運転支援（高速道路）	実現できること ・管理された交通環境下における高精度走行　など
レベル２	縦および横方向の運転支援	実現できること ・自動で車線変更　など
レベル１	縦または横の一方向だけ運転支援	実現できること ・自動ブレーキ ・自動で車間距離を維持　など

運転支援場面拡大

L2++車認定制度概要

国土交通省

- L2++車両とは、高速道路及び一般道において、運転者が周辺監視を行う状況下で、運転者による運転操作をほぼ必要とせずに運転支援を受けることが可能な自動車。
- このうち、**①一定水準の運転支援機能**、**②車両の適正使用のために必要な体制**、**③機能の維持・改善のために必要な体制**、を有する車両について認定する**「L2++車認定制度」を創設**し、普及を促進する。
- 本制度では、メーカーの申請に基づき、認定基準への適合性等を確認し、認定を受けた自動車について国交省ホームページで公表する。

認定制度概要

- 自動車メーカーからの申請に基づき、認定基準※への適合性等を確認
- 認定を受けた自動車について、車名、型式等をホームページで公表
- 認定基準に適合しなくなったとき等は、認定取り消し

認定基準

① レベル２＋＋搭載車両の走行性能に関する事項

高速道路及び一般道において、運転者が周辺監視を行う状況下で、運転者による運転操作をほぼ必要とせずに運転支援を受けることが可能な走行性能を有していること。

② 過信・誤用防止に向けた車両の適正使用に向けた体制に関する事項

③ 機能の維持及び改善を確実に実施するための体制に関する事項

スケジュール

令和８年11月～令和９年３月： WGを設置し、制度案について検討

３月中： 告示案のパブリックコメント開始

６月： 公布

10月： 施行、申請受付開始

L2++車認定制度検討WG

国土交通省

設立趣旨

◆ AIを活用した高度な安全運転支援システムを搭載した車両（L2++車両）の普及については、政府全体で推進されており、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）において、L2++車両の認定制度創設等の導入環境の整備を進めることとされている。

◆ このため、有識者等からなるＷＧを設置し、認定基準を含むL2++車認定制度案を作成する。

主な検討内容

（１）メーカー等へのヒアリングを通じた開発状況等の把握

（２）認定基準の詳細の検討

（３）認定制度案の作成

委員・オブザーバー

【委員（４名）】 ※五十音順

- 伊藤　誠氏　　筑波大学
- 浦手　耕二氏　交通安全環境研究所自動車認証審査部
- 中野　公彦氏　東京大学
- 廣瀬　敏也氏　芝浦工業大学

【オブザーバー】 ※五十音順

- 一般社団法人日本自動車工業会
- 日本自動車輸入組合
- 警察庁
- 経済産業省

【事務局】 国土交通省物流・自動車局　技術・環境政策課